

第5条（サービス利用料の返還）

採用決定者が入社日以後、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、1か月以内の場合は、乙は甲より受領したサービス利用料の75%、3ヶ月以内の場合は、乙は甲より受領したサービス利用料の50%を、その退職の通知を受けた日から1ヶ月以内に甲に返還するものとする。

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。